

○都留市教育委員会傍聴人規則

(昭和 31 年 10 月 15 日教育委員会規則第 4 号)

改正 昭和 62 年 4 月 1 日教育委員会規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都留市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の届出)

第 2 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業、その他委員長の必要と認める事項を告げて、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴人の制限)

第 3 条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の禁止)

第 4 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 精神に異常があると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (4) 前各号のほか、委員長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(違反に対する措置等)

第 6 条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

- 2 委員長は、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(雑則)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 都留市教育委員会傍聴人規則(昭和29年都留市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

附 則(昭和62年4月1日教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。